

評価項目一覧（提案要求事項）

評価項目	評価基準	評価区分	得点配分			提案書 頁番号
			合計	基礎点	加 点	
調査業務の実施方針等						
○	調査内容の妥当性、独創性	仕様書記載の調査内容についてすべて提案されているか 偏った内容の調査になっていないか	必須	3	3	—
〃		仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか		20	—	20
○	調査方法の妥当性、独創性	課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか 調査項目・調査手法が明確であるか	必須	5	5	—
〃		調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか		15	—	15
○	作業計画の妥当性、効率性	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか	必須	5	5	—
〃		事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか		5	—	5
組織の経験・能力						
	類似調査業務の経験	過去に同様の調査を最低1回は実施しているか		5	—	5
		過去に同様の調査を豊富に実施しているか		5	—	5
	組織としての調査実施能力	事業が遂行可能な人員の確保がなされているか 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、肥料経済研究所が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか 肥料経済研究所の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有しているか 契約締結後に、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンスナー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む担当以外の一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか	必須	3	3	—
		幅広い知見・ネットワークを持っているか 優れた情報収集能力を持っているか		5	—	5
	調査業務に当たっての管理・実施体制	円滑な事業遂行のための人員体制が組まれているか 管理者の経験や知見はあるか		2	—	2
業務従事者の経験・能力						
	調査内容に関する専門知識・適格性	調査内容に関する知識・知見を持っているか 調査内容に関する人的ネットワークを持っているか	必須	2	2	—
	業務歴、資格、学歴等	契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか 契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有しているか 他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるか	必須	5	—	5
ワーク・ライフ・バランス等の推進						
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下（（1）～（3））の法令に基づく認定を受けているか （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし 10点（5点） ※1 ・えるぼし3段階目 8点（4点） ※2 ・えるぼし2段階目 7点（3点） ※2 ・えるぼし1段階目 4点（2点） ※2 ・行動計画 2点（1点） ※3 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （2）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業 10点（5点） ※4 ・くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準） 7点（3点） ※5		10	—	10

		<ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 6点（3点） ※6 ・トライくるみん認定企業 5点（3点） ※7 ・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 4点（2点） ※8 <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業 8点（4点） <p>※9 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。</p>				
	賃上げの実施を表明した企業等					
	賃上げの実施を表明した企業等	<p>賃上げを実施する企業として、以下の(1)又は(2)の表明をしているか。</p> <p>(1)大企業に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること</p> <p>(2)中小企業等に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること</p>	5	—	5	

(注1)

表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目であり、評価項目の小項目ごとに設定している。

(注2)

得点配分欄の合計の総和が100点となるように配点している。

(注3)

得点配分欄の得点が二段書きとなっている評価項目の配点については、上段が男女共同参画等に関連する調査、広報及び研究開発事業並びに女性が重要な対象者である広報事業等について総配点の10%の割合で設定した場合、下段()書きがそれ以外の事業について総配点の5%の割合で設定した場合の例である。

(注4)

評価項目欄の「賃上げの実施を表明した企業等」の得点は、総配点の5%の割合で設定した場合の例である（当該項目の詳細は、別添）「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」を参照）。

なお、契約ごとの具体的な配点については、契約の内容に応じて総配点の5～10%の割合で設定し、その際には、価格と同等に評価できない項目の合計の総和及びワーク・ライフ・バランス等の推進の項目の得点が変わらないようにする。

評価項目一覧（添付資料）

資料項目	資料内容	提案の要否	提案書頁番号
実施体制及び担当者経歴	本調達履行のための体制図	必須	
	担当者リスト 当該業務従事者に係る履歴資料 保護すべき情報の取扱いに関する資料	必須	
会社としての実績	本領域における実績	任意	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等	任意	
賃上げの実施を表明した企業等	(別添) 「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」に基づく「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式1の1又は1の2）	任意	